



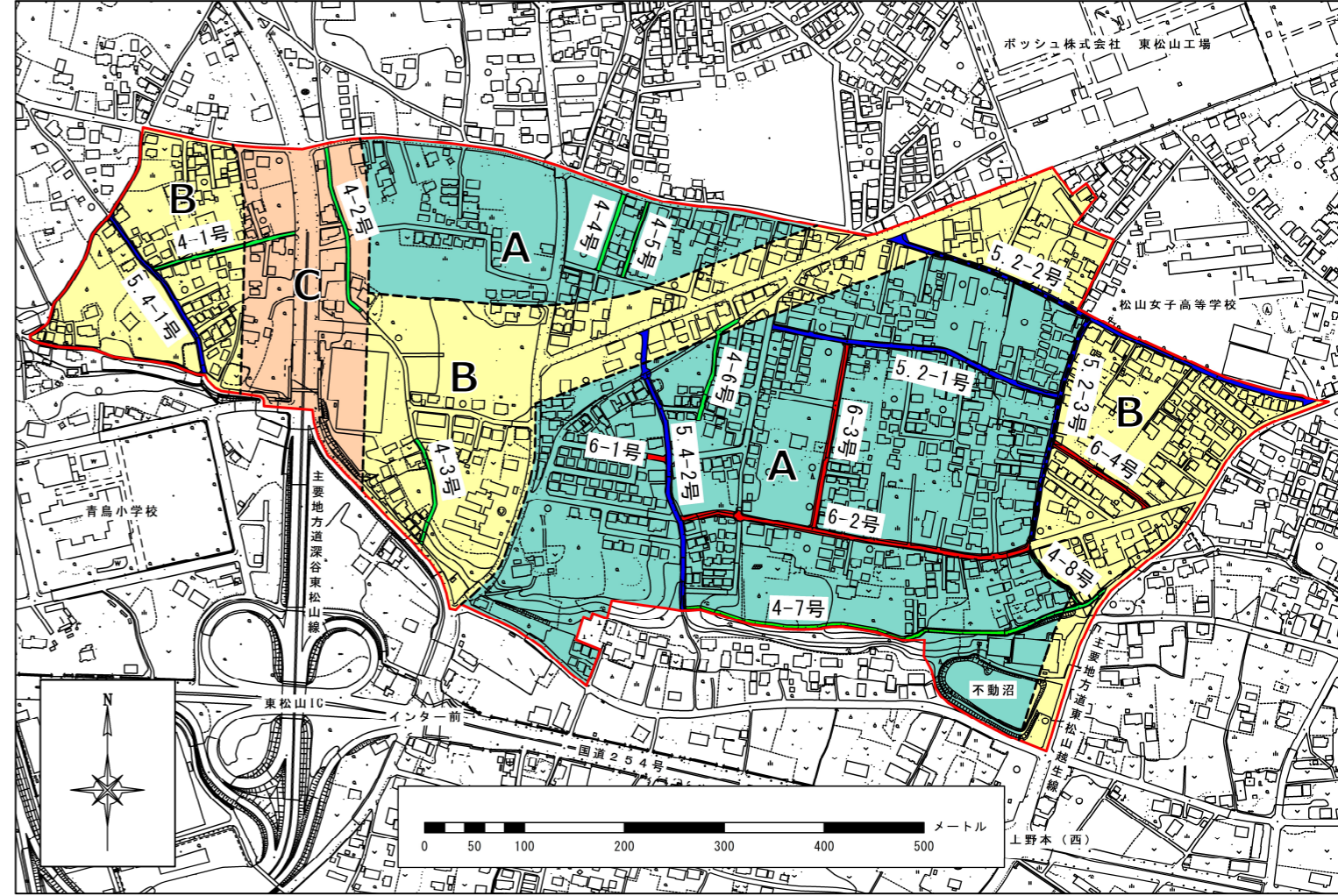
名称	和泉町地区地区計画
位置	東松山市和泉町、美土里町、箭弓町三丁目、大字石橋、大字上野本、大字下青鳥の各一部 (旧:和泉町土地区画整理事業区域)
面積	約 42.3ha
当初決定	令和 4 年 4 月 1 日 東松山市告示第 119 号
最終変更	-

◆地区整備計画

地区施設の配置及び規模	区画道路	
	区画道路(6.0m)	計画幅員・線形については、下記の担当までお問合せください。
	区画道路(5.2~5.4m)	担当:東松山市役所 都市計画部 市街地整備課 TEL:0492-63-5002
	区画道路(4.0m)	道路中心線から両側に 2.0m 後退した線を道路の境界線とする。 ※区画道路 4-7 号の一部区間(建築基準法上で道路とみなされない区間)については、南側(崖側)の境界線から 4.0m 一方後退した線を道路の境界線とする。

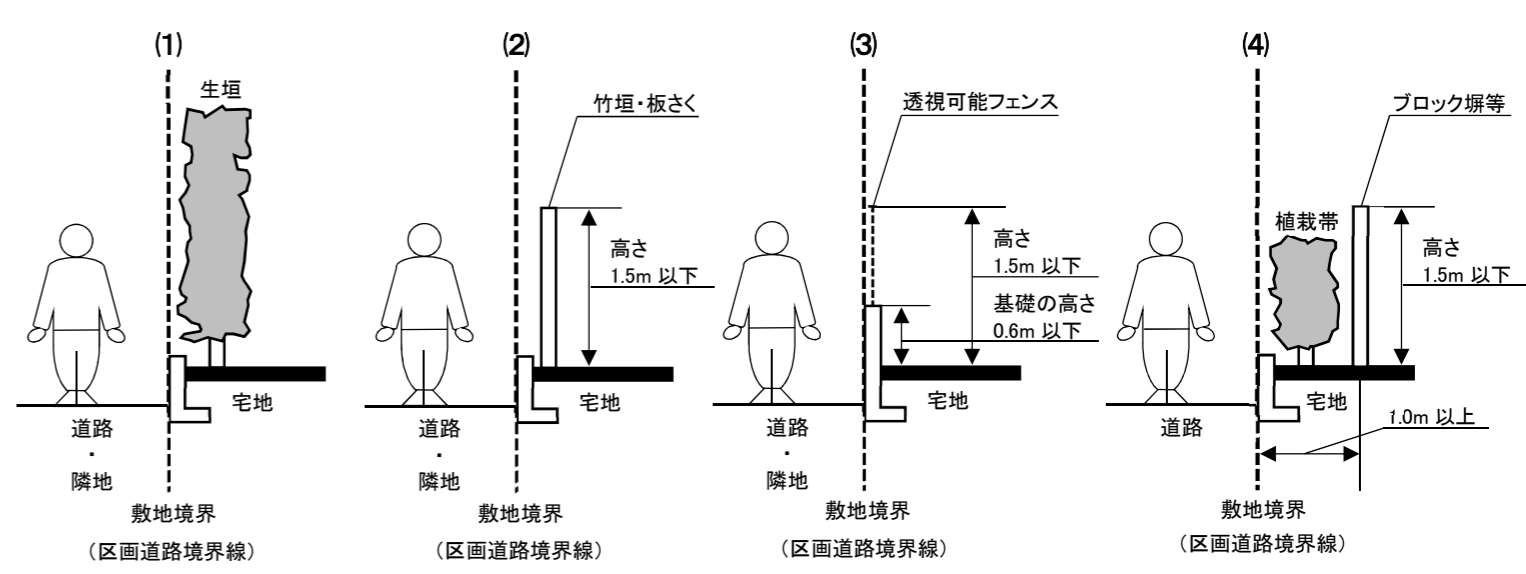
地区の区分	区分の名称	A地区 (第一種低層住居 専用地域)	B地区 (第一種住居地域)	C地区 (第二種住居地域)
	区分の面積		約 22.3ha	約 16.5ha
建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。	-		
		(1) 葬儀場 (2) ホテル又は旅館 (3) 自動車教習所 (4) 床面積の合計が 15 m <sup>2</sup> を超える畜舎		
建築物の敷地面積の最低限度		132 m <sup>2</sup>		
		ただし、次のいずれかに該当するものについては、建築物の敷地面積の最低限度を適用しない。 (1) この地区計画の告示日において、現に建築物の敷地として使用されている土地で、当該規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該規定に適合しなくなる土地について、その全部を一の敷地として使用するもの (2) 公共事業又は公共施設の用地として買収等のため当該規定に適合しなくなる土地について、その全部を一の敷地として使用するもの		
壁面の位置の制限		建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面から、建築基準法による道路の境界線(区画道路に面する側については、当該区画道路の境界線)までの距離は、1.0m 以上とする。 ただし、次のいずれかに該当するものについては、区画道路の境界線を越えない範囲において、壁面の位置の制限を適用しない。 (1) 壁面の位置の制限の範囲内にある建築物であって、軒の高さが 2.6m 以下、かつ延べ面積の合計が 5 m <sup>2</sup> 以下のもの (2) 自動車庫の柱 (3) 敷地面積の最低限度が適用されない土地において、建築するもの (4) 幅員 6.0m 以上の区画道路に面する側又は幅員 6.0m 以上の道路に面する側において、建築するもの		
		道路境界及び隣地境界に設ける垣又はさくは、次の各号の一に掲げるものとする。ただし、区画道路の境界線を越えてはならない。 (1) 生垣 (2) 敷地地盤面からの高さが 1.5m 以下の竹垣、板さく (3) 敷地地盤面からの高さが 1.5m 以下の透視可能フェンスで基礎の高さは 60 cm 以下のもの (4) 敷地地盤面からの高さが 1.5m 以下のブロック塀等 ただし、道路境界に設けるものにあつては、道路側に幅 1.0m 以上の植栽帯を設け、植栽を施すものとする		
垣又はさくの構造の制限		道路境界及び隣地境界に設ける垣又はさくは、次の各号の一に掲げるものとする。ただし、区画道路の境界線を越えてはならない。 (1) 生垣 (2) 敷地地盤面からの高さが 1.5m 以下の竹垣、板さく (3) 敷地地盤面からの高さが 1.5m 以下の透視可能フェンスで基礎の高さは 60 cm 以下のもの (4) 敷地地盤面からの高さが 1.5m 以下のブロック塀等 ただし、道路境界に設けるものにあつては、道路側に幅 1.0m 以上の植栽帯を設け、植栽を施すものとする		

◆地区区分図



地区計画区域	A地区 (第一種低層住居専用地域)	地区施設(道路)
地区区分線	B地区 (第一種住居地域)	区画道路: W=5.2m(一部5.4m)
	C地区 (第二種住居地域)	区画道路: W=4m

垣又はさくの構造の制限



## ■届出について

□右表に示す行為を行うときに届出をしてください。  
(地区整備計画の内)  
(容にかかわらず)

□届出が必要かどうか判断が難しいときには、住宅建築課までお問い合わせください。

行 為	内 容 説 明
建築物の建築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「建築物」には、家屋、車庫、物置、建築物に附属する門又は塀などが含まれます。</li> <li>・「建築」とは、新築、増築、改築、移転のことをいいます。建築確認が不要な10㎡以内の建築も届出が必要です。</li> </ul>
工作物の建設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「工作物」とは、垣、さく、塀、門、広告物、看板などをいいます。</li> </ul>
土地の区画形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・切土、盛土及び区画等の変更です。</li> </ul>

## ■届出の方法

□届出書類

### 1 土地の区画形質の変更の場合

- 届出書 ○委任状（本人申請時は不要）
- 位置図 ○設計図

### 2 建物等の工事の場合

- 届出書 ○委任状（本人申請時は不要）
- 配置図 ○立面図 ○平面図 ○案内図
- 断面図（垣さくがある場合）

□届 出 先

東松山市役所 都市計画部 住宅建築課

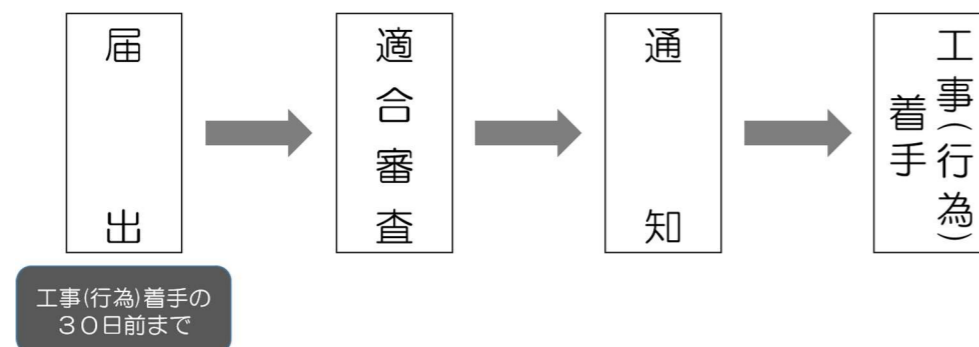
□期 日

工事（行為）着手の30日前まで

※届出書類は2部提出してください。

※届出の行為（設計又は施行方法）を変更した場合は、「変更届出書」（図面を含む）を提出してください。

## ■届出の流れ



届出の詳細については住宅建築課へ、その他このパンフレットの内容および地区計画制度等については都市計画課へお問い合わせください。

問合せ先

東松山市役所 都市計画部 住宅建築課  
都市計画課  
TEL 0493-23-2221

# 和泉町地区

## 地区計画

**東** 松山市では、住みよいまちづくりを進めていくため、「地区計画」という制度を取り入れております。

地区計画に盛り込むことができる様々なきまりから、そのまちの良好な環境を維持するために必要なものを選択し、ルールをつけたうえで、みなさん一人一人に守っていただき、より良いまちをつくり上げていきたいと考えております。



### 地区計画って何？

都市計画法という法律にもとづいて、住民のみなさんの手で美しい街並みをつくり、それをいつまでも守り続けていくための制度です。

### どんなときに守る制度なの？

家を建てたり、増改築したり、土地を分けたり、塀をつくったりする時に守っていただく制度です。



東松山市